次世代育成支援対策推進法に基づく 一般財団法人電気安全環境研究所一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、業務と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標:職員就業規則に基づく出産特別休暇〔女性職員の産前産後特別休暇(産前6週間及び産後8週間)、並びに配偶者出産時の男性職員の特別休暇(産後8週間)〕制度、傷病休暇取扱要綱に基づく傷病特別休暇(職員の業務外の傷病又は家族の傷病看護若しくは要介護状態にある家族の介護その他の世話等)制度、育児・介護休業等に関する規程に基づく育児休業、育児短時間勤務(小学校3年生までの子)及び子の看護休暇(特別休暇)等の所内諸制度、並びに育児休業給付金及び育児中の社会保険料免除等の諸制度の周知及び状況提供を行う。

対策: 所内情報システム掲示板に規程及び届出様式等を掲出して、職員へ周知を行う。 また、中途採用者等のため、定期的に再周知を行う。

以上